

王寺町ホームページ広告掲載の取扱いに関する基準

(目的)

第1条 この基準は、王寺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、王寺町（以下「町」という。）が作成する王寺町ホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 掲載する広告は、バナー広告とし、縦45ピクセル×横150ピクセルとし、データ容量は4KB以下とする。
- (2) バナー広告の形式は、GIF、JPEG、PNGのいずれかとする。

(掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、王寺町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載枠)

第4条 掲載枠数は、原則5枠以内とする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月の1日から末日までを単位とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が王寺町の休日を定める条例（平成元年12月王寺町条例第23号）第1条第1項に規定する日に当たるときは、この限りでない。

2 連続して広告を掲載するときは原則、最長6月とする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料金は、1枠あたり月額10,000円（消費税込み）とする。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、王寺町有料広告掲載申込書（様式第1号）に記録媒体によるバナー画像を添えて、広告の掲載を希望する月の前月の1日までに町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。